

1 事業名

所沢市介護保険条例の一部改正

2 事業の概要

令和元年 10 月 1 日の消費税率等の変更を受け、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、公費による低所得者の介護保険料軽減制度について、従来は介護保険料段階の第 1 段階のみが対象であったものが、第 1 段階の軽減率を見直すとともに、対象を第 2・第 3 段階まで拡充するなど、低所得者の保険料軽減が強化されたため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、介護保険法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・公費による低所得者の介護保険料軽減について

新

旧

議案第49号 所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

(保険料率等)

第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,379円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,379円」とあるのは、「31,330円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,379円」とあるのは、「43,266円」と読み替えるものとする。

5 保険料の額は、第1項各号及び前3項に掲げる保険料率の100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(保険料率等)

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,855円とする。

3 保険料の額は、第1項各号及び前項に掲げる保険料率の100円未満の端数を切り捨てた額とする。

公費による低所得者の介護保険料軽減について

■第7期(平成30～令和2年度)の介護保険料(年額)			平成30年度		
住民税の課税状況	所得等の状況	段階区分	保険料率	条例上の金額	保険料額 (100円未満切捨て)
世帯全員が 非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 80万円以下	第1段階 ^{※1}	0.45 (0.50)	26,855 円 (29,838 円)	26,800 円 (29,800 円)
	80万円超 120万円以下	第2段階	0.65	38,790 円	38,700 円
	120万円超	第3段階	0.75	44,757 円	44,700 円
本人非課税 世帯に課税者	80万円以下	第4段階	0.88	52,515 円	52,500 円
	80万円超	第5段階 【基準段階】	1.00	59,676 円	59,600 円
本人課税	125万円以下	第6段階	1.15	68,628 円	68,600 円
	125万円超 200万円未満	第7段階	1.25	74,595 円	74,500 円
	200万円以上 300万円未満	第8段階	1.50	89,514 円	89,500 円
	300万円以上 400万円未満	第9段階	1.70	101,450 円	101,400 円
	400万円以上 600万円未満	第10段階	1.85	110,401 円	110,400 円
	600万円以上 800万円未満	第11段階	1.95	116,369 円	116,300 円
	800万円以上 1,000万円未満	第12段階	2.05	122,336 円	122,300 円
	1,000万円以上	第13段階	2.15	128,304 円	128,300 円

令和元年度(軽減後)			
段階区分	保険料率	条例上の金額	保険料額 (100円未満切捨て)
第1段階 ^{※1}	0.375	22,379 円	22,300 円
第2段階	0.525	31,330 円	31,300 円
第3段階	0.725	43,266 円	43,200 円

【公費負担割合】 国1/2、県1/4、市1/4

平成30年度保険料額と比較した軽減額

段階区分	軽減幅	軽減額
第1段階	0.075 ^{※2}	4,500 円
第2段階	0.125	7,400 円
第3段階	0.025	1,500 円

※1 第1段階については、平成27年4月から保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に、公費による保険料軽減を実施している。

※2 元の割合が0.5であり、実質0.125の軽減となる。